

建設工事競争入札参加資格審査申請における工事種別(解体工事)の追加について

平成29年12月

たつの市

平成28年6月1日に建設業法の一部を改正する法律が施行され、建設業の許可業種に解体工事業が新設されました。本市においては、「解体工事」に係る入札参加資格を下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

1 建設業法の主な改正内容

「とび・土工工事業」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、建設業許可に係る業種区分に「解体工事業」が追加されました。

なお、経過措置が設けられ、改正前の建設業法の「とび・土工工事業」の許可を受けている者であつて、改正後の建設業法の解体工事業を営んでいる建設業者については、施行日から3年間は、「解体工事業」の許可を受けていなくても引き続き解体工事業を営むことができます。

2 「解体工事」に登録申請可能な方

「とび・土工工事業」又は「解体工事業」の建設業許可を受けており、改正法の解体工事業に該当する営業を営んでいる者

3 「解体工事」の入札参加資格登録申請の方法について

(1) たつの市に入札参加資格登録のある方

「入札参加資格審査申請書変更届」により工種の追加をしてください。

・「とび・土工・コンクリート工事」の登録がある方は、翌日より当該工事に入札参加申し込みできます。

・「とび・土工・コンクリート工事」の登録がない方は、受領した翌年度より当該工事に入札参加申し込みできます。

(2) たつの市に入札参加資格登録のない方

「たつの市入札参加資格登録(補充)申請」により補充受付期間内に登録して下さい。

4 経営事項審査結果通知書の総合評定値及び完成工事高について

経過措置期間中(H28.6.1～H31.5.31)に申請した経営事項審査結果通知書には、改正法施行後の許可区分における「とび・土工・コンクリート」「解体」の総合評定値等に加え、改正法施行以前の許可区分における「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」も通知されます。

(1) 経過措置期間中の通知書による登録

「とび・土工・コンクリート工事」「解体工事」とともに「とび・土工・コンクリート・解体(経過措置)」の総合
評定値及び完成工事高を使用します。

(2) 経過措置期間以前の通知書による登録

「とび・土工・コンクリート工事」「解体工事」とともに「とび・土工・コンクリート」の総合評定値及び完成工
事高を使用します。

5 経過措置終了後の登録等について

経過措置期間中は「解体工事」に関する発注については「解体工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」
のいずれかで登録されていることを資格要件としますが、平成31年度以降の発注については「解体工事」
の登録が必要となります。

本市の「解体工事」へ登録するためには、**解体工事の建設業許可を取得し、解体工事業について経営
事項審査を受けている**ことが必要となります。